

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2022/10/17	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p>既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード等の送付先情報を機構へ提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	<p>既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書等の送付先情報を機構へ提供する(既存住基システム→市町村CS→個人番号カード管理システム(機構))。</p>	事後	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止されたことによる修正 記録項目の内容自体には変更はなく、重大な変更該当しない</p>
2022/10/17	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令 (平成26年11月20日総務省令第85号)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令 (平成26年11月20日総務省令第85号)</p>	事後	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止されたことによる修正</p>
2022/10/17	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途</p>	<p>市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。</p>	<p>市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。</p>	事後	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止されたことによる修正</p>

2022/10/17	II 特定個人情報ファイルの概要 (3. 送付先情報ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)。	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。)。	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、通知カードが廃止され、個人番号通知書となったことによる修正
2023/2/6	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7		新規追加	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
2023/2/6	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]紙 [○]その他(住基ネット)	[○]紙 [○]その他(住基ネット、サービス検索・電子申請機能)	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正

<p>2023/2/6</p>	<p>III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 1. 運用における措置の内容 ①対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ②必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p>	<p>(①対象者以外の情報の入手を防止するための措置) ・住民異動届の届出人の本人確認を身分証明書等の提示等により徹底しており、本人確認した事項を記録している。 ・住民異動届は統一書式とし、対象者以外の情報を誤って記載することがないように記載台に見本を設けている。 (②必要な情報以外を入手することを防止するための措置) ・住民異動届の内容のシステムへの入力後、受付者以外の照合担当者が確認を行い、さらに翌日にも内部事務担当者が照合を行う二重チェックを行っている。 ・必要な情報以外の入力はできないように既存住基システムにおいて入力項目を制御している。</p>	<p>(①対象者以外の情報の入手を防止するための措置) ・マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 (②必要な情報以外を入手することを防止するための措置) ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 上記を新規追加</p>	<p>事後</p>	<p>サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正</p>
-----------------	---	---	---	-----------	--

<p>2023/2/6</p>	<p>III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置 2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置 3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置</p>	<p>(1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置) ・住民異動届においては、住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人又は代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認を行っている。その際には、委任状その他の添付書類(戸籍謄本等)により、資格(代理人要件等)の確認を行っている。 (2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置) ・権利のない者からの届出を受け付けないように、住基法第27条で定められた届出人要件の確認の徹底を図っている。また、虚偽の届出がされないように、本人確認書類(個人番号カードや運転免許証等の官公庁発行の写真付き証明書等の場合は1点、健康保険証や学生証等の書類の場合は複数点)により確認を行い、必要に応じて聴聞を行うことにより、本人確認の徹底を図っている。 (3. 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置) ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 (省略) ・住基ネットでの通信は全て専用回線及び</p>	<p>(1. 不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置) ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 (2. 入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置) ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行</p>	<p>事後</p>	<p>サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正</p>
-----------------	--	--	---	-----------	--

<p>2023/2/6</p>	<p>III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法</p>	<p><既存住基システムにおける措置> ①既存住基システム端末を利用可能な職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を行ってアクセス権限を設定している。 ②認証後は、利用範囲の認可機能により、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限している。 <共通基盤システムにおける措置> ①共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。</p>	<p><サービス検索・電子申請機能における措置> ①この機能をL G W A N 接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ②なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 上記を新規追加</p>	<p>事後</p>	<p>サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正</p>
<p>2023/2/6</p>	<p>III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 1. 従事者が事務外で使用するリスクへの措置 2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置</p>	<p>(1. 従業者が事務外で使用するリスクへの措置) ・年1回、各課から選任された情報セキュリティ担当者を対象に情報セキュリティに必要な知識の習得を目的とした研修を実施し、この内容を所属職員に対しても研修することにより、事務外使用の禁止について周知徹底を図っている。 ・業務外での使用禁止について、年1回の個人情報保護研修において指導徹底を図っている。 ・他市区町村等における類似の事象が発生・報道された際には、随時周知を行い注意喚起している。</p>	<p>(1. 従業者が事務外で使用するリスクへの措置) ・サービス検索・電子申請機能について、アクセスできる端末を制限する。 (2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置) ・サービス検索・電子申請機能について、取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・サービス検索・電子申請機能について、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータに</p>	<p>事後</p>	<p>サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正</p>

2023/2/6	<p>III リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報ファイルの保管・消去</p> <p>リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>その他の措置の内容</p>	<p>①サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p> <p>②不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルを定期的に更新している。</p> <p>③ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限している。</p> <p>④サーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p> <p>⑤サーバーは停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐために、無停電電源装置等を付設している。</p> <p>⑥届出書類等（ 処理の進捗状況に合わせ</p>	<p>⑦L G W A N 接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。</p> <p>⑧サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、専用線であるL G W A N 回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。</p> <p>⑨L G W A N 接続端末については、業務時間外は施錠できるキャビネット等へ保管するなど物理的対策を講じている。</p> <p>上記を新規追加</p>	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正
2023/2/6	<p>III リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報ファイルの保管・消去</p> <p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>1. 運用における措置</p> <p>・バックアップデータの遠隔地保管をしている。</p> <p>2. システムにおける措置</p> <p>< 中間サーバーにおける措置 ></p> <p>（省略）</p> <p>< 共通基盤システムにおける措置 ></p> <p>（省略）</p> <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 ></p>	<p>< サービス検索・電子申請機能における措置 ></p> <p>①L G W A N 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p> <p>②L G W A N 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理</p>	事後	サービス検索・電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能の利用に伴う修正

2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 3</p>	遠隔地保管	削除	事前	当該委託事項がなくなるため。
2024/6/6	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>①サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p>	<p>①サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。 またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用／返却は「サーバーラック鍵センター管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている</p>	事前	本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。
2024/6/6	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>④サーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	<p>④サーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。</p>	事前	本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。

2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>1. 運用における措置</p>	<p>①住民基本台帳システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	<p>①住民基本台帳システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>1. 運用における措置</p>	<p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p>	<p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用／返却は「サーバーラック鍵センター管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>1. 運用における措置</p>	<p>④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p>	<p>④OSイメージバックアップデータは専用の物理機器にて保管されており、ネットワーク経由で遠隔地へバックアップを行っている。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>

2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>1. 運用における措置</p>	<p>⑤保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p>	<p>⑤保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置></p>	<p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	<p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置></p>	<p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p>	<p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用／返却は「サーバーラック鍵センター管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>

2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置></p>	<p>③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p>	<p>③OSイメージバックアップデータは専用の物理機器にて保管されており、ネットワーク経由で遠隔地へバックアップを行っている。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <共通基盤システムにおける措置></p>	<p>④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p>	<p>④保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <団体内統合宛名システムにおける措置></p>	<p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	<p>①団体内統合宛名システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>

2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <団体内統合宛名システムにおける措置></p>	<p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。</p>	<p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。</p> <p>またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用/返却は「サーバーラック鍵センター管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <団体内統合宛名システムにおける措置></p>	<p>③保存されたデータのバックアップは寄託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p>	<p>③OSイメージバックアップデータは専用の物理機器にて保管されており、ネットワーク経由で遠隔地へバックアップを行っている。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>
2024/6/6	<p>特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p> <p>2. システムにおける措置 <団体内統合宛名システムにおける措置></p>	<p>④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。</p>	<p>④保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。</p>	事前	<p>本市で使用している仮想化基盤がオンプレミスからクラウド環境に移行されるため、保管にかかる記述を変更する。</p>

2024/10/1	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 (住民基本台帳ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 1 委託先名</p>	<p>パーソルテンプスタッフ株式会社 神奈川営業部</p>	<p>パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社 BPO事業本部</p>	事後	<p>委託先の組織再編による名称変更によるもので、本項目の変更は重要な変更には該当しない。</p>
	<p>I 基本情報_2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム _①システムの名称</p>	—	書かない窓口システム	事前	<p>書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。</p>
	<p>I 基本情報_2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム _②システムの機能</p>	—	書かない窓口システム	事前	<p>書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。</p>

	Ⅰ 基本情報__2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム__③他のシステムとの接続	—	書かない窓口システム	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。
	Ⅰ 基本情報__5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携__②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和6年5月27日に施行され、番号法別表第二が削除されたため。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要__3.特定個人情報の入手・使用__②入手方法	その他(住基ネット、サービス検索・電子申請機能)	その他(住基ネット、サービス検索・電子申請機能、書かない窓口システム)	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。

	<p>II 特定個人情報ファイルの概要__4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託__委託事項</p>	—	<p>書かない窓口システムの利用契約</p>	<p>事前</p>	<p>書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。</p>
	<p>II 特定個人情報ファイルの概要__4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託__①委託内容</p>	—	<p>書かない窓口システムの利用・運用保守管理業務</p>	<p>事前</p>	<p>書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。</p>
	<p>II 特定個人情報ファイルの概要__4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託__②委託先における取扱者数</p>	—	<p>10人未満</p>	<p>事前</p>	<p>書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更には該当しない。</p>

	<p>II 特定個人情報ファイルの概要__4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託__③委託先名</p>	—	富士フィルムシステムサービス株式会社	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更該当しない。
	<p>II 特定個人情報ファイルの概要__4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託__④再委託の有無</p>	—	再委託しない	事前	書かない窓口システム導入によるもの。重要な変更該当しない。

